

国民健康保険の申請・届出について

国民健康保険の申請や届出は、世帯主の義務です(※)。ただし、世帯主が手続きができない場合は世帯主以外の人でも手続きができます。同一世帯の人からの申請や届出の場合は委任状は省略できますが、別世帯の親族からの場合は、申請や届出に必要なものと併せて、委任状と本人確認書類が必要です。

※葬祭費支給申請および、人間ドック費用の助成申請については例外で、葬祭費の場合は喪主、人間ドックの場合は受診者が申請者です。詳しくはP13、P28参照。

国民健康保険の申請・届出にマイナンバーが必要です

平成28年1月からのマイナンバー(個人番号)の利用開始に伴い、国民健康保険の手続きの際、届出書や申請書にマイナンバーの記入と本人確認が必要になりました。窓口での手続きでマイナンバーを記入していただく際は、他人のなりすましなどを防ぐため、マイナンバーの確認と本人の確認をさせていただきます。

なお、マイナンバー制度による情報連携の開始に伴い、健康保険資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証等の写しを平成29年から原則不要としています。しかし、情報が連携されるまでに一定の期間を要するなど、手続きが円滑に行われない可能性があることから、当面の間は、写しの添付にご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。

世帯主または同一世帯の世帯員が申請や届出をする場合

下記の1と2で必要なものを1点ずつ持参してください。マイナンバーカードがあれば1点でかまいません。また、世帯主が同一世帯員についての手続きをする際は、同一世帯員のマイナンバーが必要です。

- 1 マイナンバー確認書類
マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書のうちいずれか1点
- 2 本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等、官公署が発行した写真つきの証明書のうちいずれか1点

代理人が申請や届出をする場合

下記の1、2及び3で必要なものを1点ずつ持参してください。

- 1 代理権の確認書類
法定代理人(※)の場合は、戸籍謄本その他の資格を証明する書類、任意代理人(法定代理人以外の代理人)の場合には委任状
- 2 代理人の本人確認書類
代理人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等、官公署が発行した写真つきの証明書のうちいずれか1点
- 3 世帯主のマイナンバー確認書類
世帯主のマイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書のうちいずれか1点

※親権者(本人が未成年の場合)、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人など

マイナンバーがわからないとき

手続きをする市民のみなさまの負担軽減を図る観点から、国民健康保険課の職員が確認しますので、マイナンバーに関する書類が無くても申請や届出をしていただけます。

病気やけがをしたとき(療養の給付) 自己負担割合(一部負担金)

病気やけがをしたときは、医療機関(薬局)で保険証を提示すれば、下表の一部負担金を支払うだけで治療を受けられます(給付制限についてはP14)。

70歳~74歳の方は、高齢受給者証に自己負担の割合(毎年、前年所得に基づき見直しされ、8月から新たな負担区分が適用)が記載されていますので、必ず保険証と一緒に提示してください。

自己負担割合(一部負担金)

義務教育
就学前

2割

義務教育就学以上
69歳以下

3割

70歳以上74歳以下

2割または3割
(※1)

注意1: 災害、事業の休業業、失業などの理由により、生活が著しく困難な場合は、一部負担金の減制度があります(P23参照)。

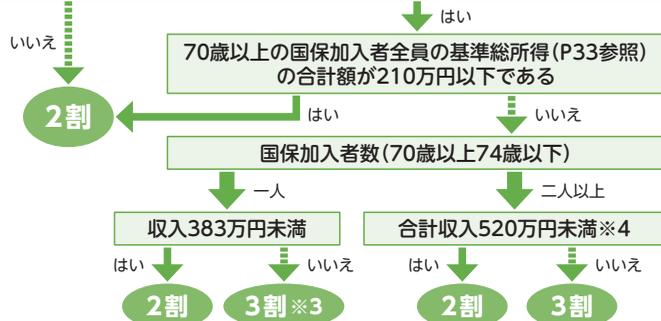
注意2: 75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人は、後期高齢者医療制度の対象となります。

※1 70歳以上74歳以下の人の一部負担金割合判定方法

下記の判定方法で2割になると思われるにもかかわらず、3割の高齢受給者証が交付されている人は国民健康保険課までお問い合わせください。

また、下記の判定方法は住民票上同一世帯であることを前提として記載しています。

住民税課税標準額(※2)が145万円以上の70歳以上の国保加入者がいる



※2 住民税課税標準額とは
住民税の計算において、収入額から必要経費(公的年金等控除及び給与所得控除を含む)、各種所得控除(社会保険料控除、医療費控除など)を差し引いたあとの金額です。ただし、山林所得や、確定申告された特別控除後の分離課税所得(譲渡、株式、先物等)がある場合は、その金額が加算されます。なお、19歳未満で、かつ基準日(対象年度の前年度の12月31日)の属する年の合計所得金額(給与所得者については給与所得から10万円を控除して算定した合計所得金額)が38万円以下の被保険者がいる世帯主(70歳以上の国保加入者)の人は、年少扶養控除廃止に伴う調整控除があります(16~19歳未満1人につき12万円、16歳未満1人につき33万円)。

※3 国保から後期高齢者医療制度に移行した人が同じ世帯にいる場合(移行直前に同一世帯で国保に加入していた場合のみ)

⇒ その人の収入と70歳以上74歳以下の国保加入者の収入合計が520万円未満であれば2割となります。

※4 合計収入520万円未満とは、同一世帯に属する70歳以上74歳以下の国保加入者全員の合計収入のことです。